

2023年12月11日

各 位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社 代表者名 代表取締役社長 伏見 有貴 コード番号 4681 東証プライム市場、名証プレミア市場 問い合わせ 専務取締役 業務部門管掌 兼 CCO 先 井内 克之 電 話 952-933-6519

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、リゾートトラスト社員持株会(以下「本持株会」といいます。)の会員である当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます。)の従業員(以下「対象従業員」といいます。)に対して、本持株会を通じて当社の普通株式を付与することとし、以下のとおり、本持株会に対する第三者割当により自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年3月28日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 505,000株 (注)
(3) 処分価額	1株につき 2,387.5円
(4) 処分総額	1,205,687,500円 (注)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	リゾートトラスト社員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証
	券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 「処分する株式の総数」及び「処分総額」は、本日時点における最大値であり、対象従業員の想定最大人数である10,100名が本持株会に加入した場合において、従業員1人あたり50株を付与するものと仮定して算出しています。実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション後に確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの従業員に対し、企業価値の増大に向けての従業員のモチベーションの向上及び経営参画意識の向上を目的として、当社グループの従業員に対して当社の株式を付与することを検討してきましたが、当社グループの多数の従業員に株式を付与する際の手続上の効率性や従業員による継続的な経営参画意識の向上の観点から、当社グループの従業員持株会である本持株会を通じて、従業員に当社普通株式を付与することといたしました。

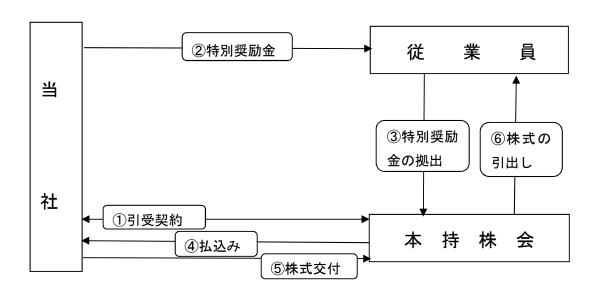
本自己株式処分は、本持株会の加入者である対象従業員に対して特別奨励金を支給し、当該本持株会の会員である対象従業員が本持株会に特別奨励金を拠出して、本持株会が当社に払い込む方法により、本持株会に当社の普通株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の(注)に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 505,000株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分よる希薄化の規模は、発行済株式総数に対し 0.47% (小数点第 3 位を四捨五 入、2023 年 12 月 11 日現在の総議決権個数に対する割合 0.47%) と小規模なものであります。

本自己株式処分の概要

- ①当社と本持株会が、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結する。
- ②当社グループが本持株会の会員である対象従業員に対し、特別奨励金を付与する。
- ③本持株会の会員である対象従業員が、本持株会に対して、特別奨励金を拠出する。
- ④当社が第三者割当により自己株式の処分を行い、本持株会に対してこれを割り当て、本持株会は、 拠出された特別奨励金で本自己株式処分について払込みを行う。
- ⑤当社が本持株会に対して自己株式を交付する。
- ⑥割当てられた当社普通株式は、本持株会がその事務を委託している大和証券株式会社を通じて、本 持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※ 本持株会の会員である対象従業員は、割り当てられた当社普通株式を本持株会の規約に従って任 意に引き出すことができます。

なお、上記②及び③に係る実際の金銭の支払いは、当社グループから本持株会の指定預金口座に対し て直接振り込む方法により行います。



3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2023年12月8日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,387.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該

当しないものと判断しております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第3位を四捨五入しております。)は次のとおりとなります。

期間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1か月(2023年11月9日~2023年12月8日)	2, 272円	5.08%
3か月(2023年9月9日~2023年12月8日)	2, 230円	7.06%
6か月(2023年6月9日~2023年12月8日)	2,230円	7.06%

なお、当社の監査等委員会(4名、うち3名は社外取締役である監査等委員)は、当該処分価額について、取締役会決議日の前日の終値であることに鑑み、 割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上